

「人・農地プラン」から 「地域計画」へ

農業経営基盤強化促進法の改正（令和5年4月1日施行）により、「人・農地プラン」が「地域計画」として法律に定められ、地域での話し合いによって目指すべき将来の農地利用の姿を示した「目標地図」を新たに作成することになりました。

地域の皆さんが守り続けてきた農地を安心して次の世代に引き継いでいくため、農作業の効率化や省力化、生産コストを減らすことが期待できる農地の集積・集約化などの実現に向け、地域の皆さんの意見を取り入れながら地域計画を策定することが求められています。

◆人・農地プラン
（地域農業の将来の在り方）

法定化

◆地域計画
（地域農業の将来の在り方）
◆目標地図
（目指すべき将来の農地利用の姿）

地域計画・目標地図とは？

地域計画とは、地域の将来の農地利用の姿を明確化した設計図です。概ね10年後を見据えて、地域の担い手、農地所有者、地域住民の皆さんで話し合いながら作っていくことが重要です。

地域計画には、話し合いで出された農地の出し手・受け手の意向を踏まえ、目指すべき将来の農地利用の姿を地図に示した「目標地図（1筆ごとに概ね10年後の利用者を定めたもの）」を添付します。

現況地図



- : A 法人耕作地（規模拡大希望）
- : B 法人耕作地（規模拡大希望）
- : C 農家耕作地（規模拡大希望）
- : D 農家耕作地（規模縮小希望）
- : E 農家耕作地（離農希望）
- : 荒廃・放棄農地

目標地図のイメージ
（概ね10年後の農地利用）



地域での話し合いにおいて「誰が」「どの農地を」耕作していくのかをあらかじめ地図で示しておくことにより、地域内の農地が適切に利用されるほか、今後農地を耕作していく人にとって耕作しやすい環境が整えられます。

（目標地図は、10年後を見据えた農地利用の目標のイメージを可視化するものであり、農地の権利関係に強制力を持たせるものではありません。）

地域計画に掲載する主な内容

- 1 地域農業の現状と課題
- 2 地域における農業の将来の在り方（生産作物や栽培方法など）
- 3 農業上の利用が行われる農用地などの区域
- 4 担い手の一覧（目標地図に位置付ける農業経営体）
- 5 目標地図

地域計画・目標地図の策定スケジュール

- 1 農業経営の意向に関する調査にて意向把握（R 6. 1月～2月）
- 2 地域での話し合い①（R 6. 2月～5月）
- 3 地域計画・目標地図の素案作成（R 6. 4月～7月）
- 4 地域での話し合い②（R 6. 7月～10月）
- 5 地域計画・目標地図の最終案作成（R 6. 7月～11月）
- 6 関係者への意見聴取、公告・縦覧（R 6. 12月～R 7. 2月）
- 7 地域計画の策定・公表（R 7. 3月）

※時期は前後することがあります。

米沢市の地域計画の策定エリア

地域計画の策定は、従来の人・農地プランと同様に下記のとおり地区ごとに作成を進めます。

地区名	構成集落（地域）
旧市	徳町、春日一、春日二、花沢一、花沢二、下花沢、東、通町一、通町二、福田町、太田町、泉町、林泉寺、矢来、館山、木場町、成島町、中央部
上長井	遠山町、古志田町、下笹野町、諸仏町
万世	片子、金谷、堂森、牛森、桑山、梓山下、梓山中、梓山上、刈安、立沢
山上	戸板、松原、小峡、三沢、坊住、関根下、関根中、関根上、三沢東部、中荒井、大小屋、大沢、板谷、下原、中島、海老ヶ沢、赤崩、赤崩上
南原	窪倉、芳泉町上、芳泉町下、石垣町、横堀町、笹野町、新町、東下、東中、東上、大平、大平開拓、大白布、小白布、龍田、道神、杉の下、中関、綱木、関町、立石、坂下、市布、繰返部落、宮の前、八か代、上三角、中三角、下三角、猪苗代町、上笹野、坂の下、最上在家、笹野
三沢	館山、赤芝、小野川、小野川入、笹原、東下、東中、東入、西入、西中、西下、東側、紙漉、入上、入中、入下、神原、上部、下中原、上ノ町、下ノ町
広幡	下小菅、小山田、成島、矢子、京塚、大沢、沖仲
六郷	西藤泉、西江股、轟、一漆、桐原、長橋
塩井	宮井、東町、上町、中町、坊中町、川辺、原口
窪田	下窪田、外の内、上窪田、町、家中、中田、小瀬、上藤泉、沖、東江股、上矢野目、下矢野目
上郷	下新田、下浅川、上浅川、押出開拓、長手開拓、長手、前小屋、谷ノ口、海上、木和田、細原、上竹井、上川井、坂町、西谷地、中ノ目、上新田

（全11地区）

地域計画の策定後について

地域計画の策定後は、農用地利用集積計画による利用権の設定ができなくなり、農地の貸し借りは基本的に農地中間管理事業※（農地中間管理機構を経由する方法）に一本化されます。（地域計画に定めのない相対による契約は、農地法第3条による許可のみとなります。）

地域でまとまった農地を農地中間管理機構に貸し付けることで、貸付割合や農地の団地化割合に応じて受けることのできる支援措置も用意されています。地域計画の実現に向け、農地中間管理事業をうまく活用していきましょう。

※P 25～27を参照（やまがた農業支援センター発行のパンフレットを掲載）

農地中間管理事業は、山形県農地中間管理機構※(公的機関)(以下「機構」という。)が農地を貸したい農家(以下「出し手農家」という。)から農地を借り受け、耕作を希望する農家(以下「受け手農家」という。)にまとまりのある形で農地を貸し付ける制度です。

※山形県農地中間管理機構:農地の出し手農家と受け手農家をつなぐ農地の中間的な受け皿として山形県知事が指定する法人

農地中間管理事業の仕組み



（農地中間管理事業の相談窓口として、手続き等をお願いしています。農地の所在する市町村の農政担当課や農業委員会、JA、土地改良区等にお気軽にご相談ください。）

出し手農家のメリット

- 機構は公的な機関なので安心して貸せます
- 賃料は機構から確実に支払われます
- 契約期間終了後には、確実に農地が戻ります
- 一定の要件を満たせば固定資産税の軽減を受けます

受け手農家のメリット

- 複数の出し手農家の農地を借りても、契約は機構とのみとなります(契約の手間が省けます)
- まとまった農地を長期間借りられ、農作業の効率化・コストダウンが可能です(借入期間中は安心して耕作できます)
- 口座振替で賃料の支払いは機構に一括で済みます(振込手数料はかかりません)

地域のメリット

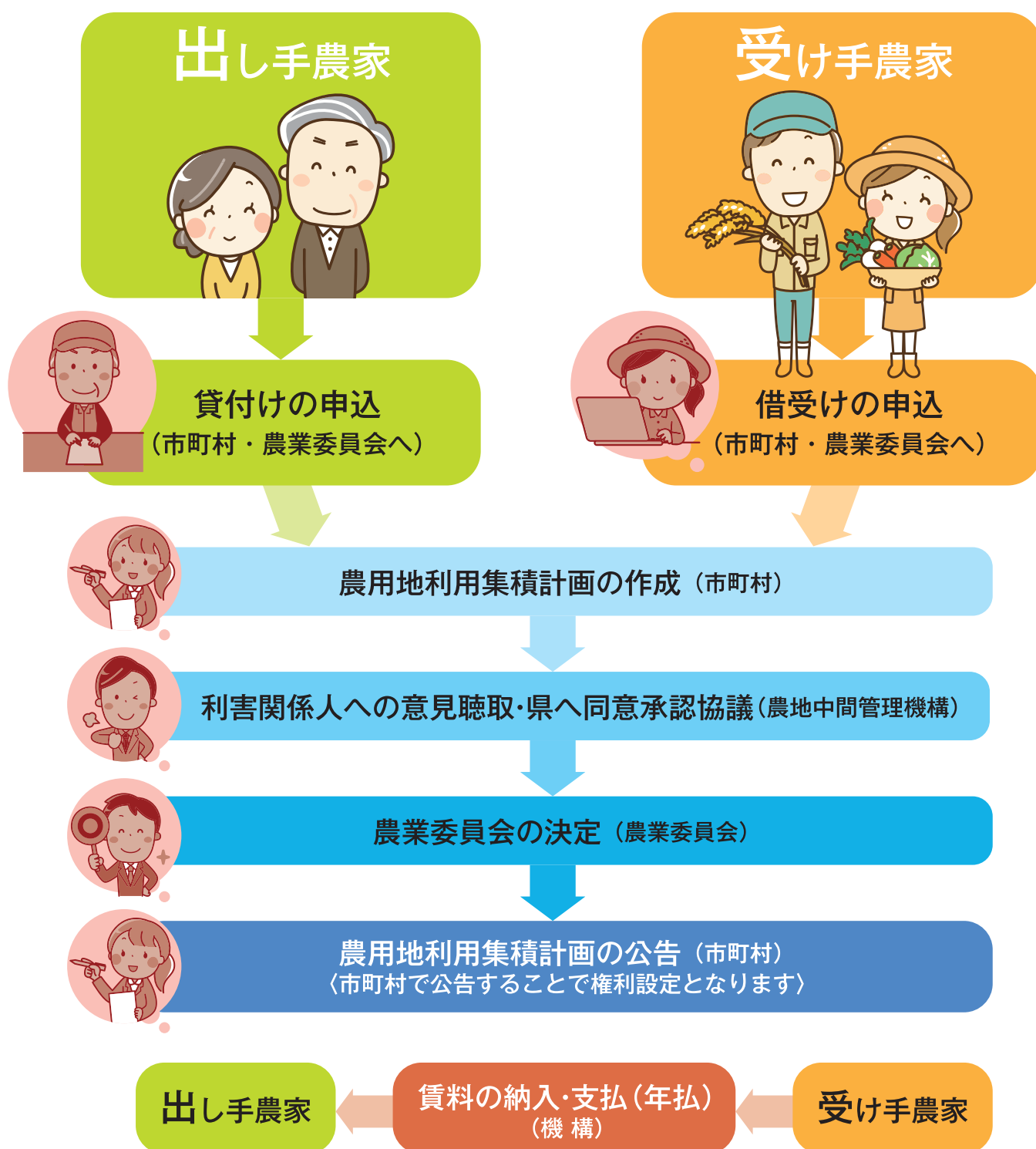
- 地域の農業の発展が期待できます
- まとまって農地を貸し付けた地域や機構からの転貸により集約化を進める地域に機構集積協力金が交付されます(要件があります)

農地中間管理事業の主な流れについて

令和5年4月に農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が施行され、これまでの「人・農地プラン」を「地域計画」として法定化し、地域の農業者等の話し合いによる将来の農地利用の姿を「目標地図」として明確化し、農地中間管理機構が作成する「農用地利用集積等促進計画」に基づく農地の集約化等を推進することになりました。

ただし、地域計画が策定されるまで（最長で令和7年3月末まで）は市町村が公告する「農用地利用集積計画」に基づく貸借を行います。

※地域計画策定後は「農用地利用集積等促進計画」に基づく貸借へ移行します。



令和7年から農地中間管理事業の利用には

『手数料』のご負担をお願いします

◎農地中間管理事業の手数料について

農地中間管理事業の運営には、やまがた農業支援センターの自主財源を一部充当している経費があり、この負担が年々増加しています。

このため、将来に向けて持続的、安定的にこの事業をご利用いただけるよう、利用者の皆様に一部ご負担をお願いすることといたしました。

なにとぞ皆様のご理解とご協力をよろしくお願いします。

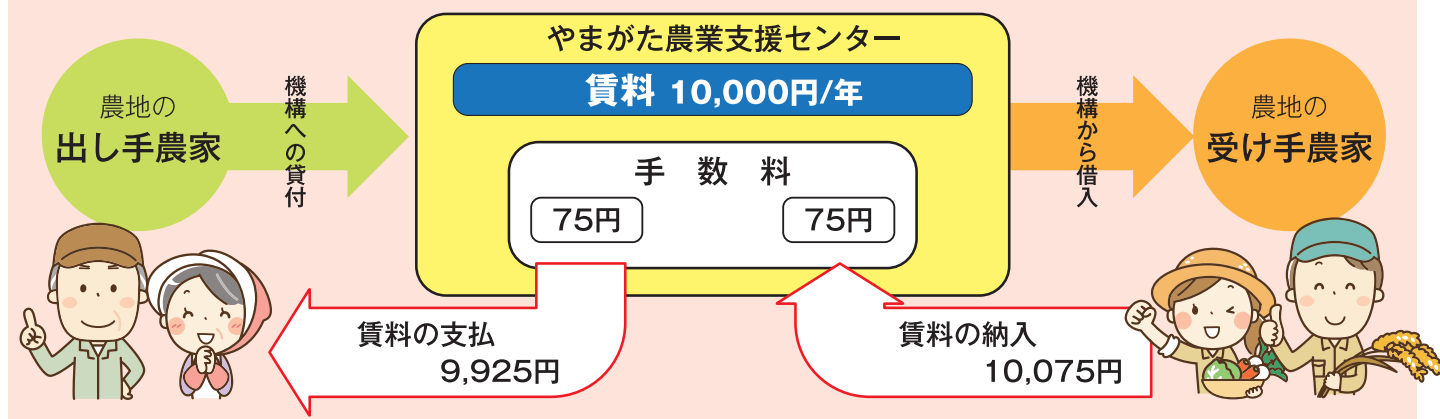
◎手数料の概要

対象者	対象となる契約	納付時期・方法	手数料率	その他
出し手農家 (所有者)	令和6年10月以降に公告となる ・満期再契約 ・更新 ・新規契約から	毎年11月の賃料支払いの際、 手数料を差し引いて支払い いたします	0.75% 年間賃料が 1万円の場合 手数料は75円	・農地バンク事業の賃 貸借契約の際に、出 し手農家、受け手農 家、それぞれの利用 者から、毎年手数料 のご負担をお願いし ます
受け手農家 (耕作者)	★直ちにすべての契約が対象とな る訳ではありません ★実際の納付は令和7年11月から	毎年11月の賃料支払いの際、 手数料を上乗せして納入いた だきます		

※使用賃借の場合、手数料は発生しません

◎手数料納入のイメージ

(10aあたりの賃料が年間10,000円の場合手数料75円の例)



◆詳しくは、やまがた農業支援センターのホームページをご覧ください



ホームページ
二次元コード

【お問い合わせは】

◎農地中間管理事業については …… 最寄りの 市町村農政担当課 または 農業委員会 まで、
※当センターでは、この事業の相談窓口を各市町村にお願いしております。

◎手 数 料 に 関 し て は …… やまがた農業支援センター までお願いします。

公益財団法人 やまがた農業支援センター

農地中間管理事業課 ☎ 023-631-0697

ホームページ <http://www.yamagata-nogyo-sc.or.jp>

地域計画や農地中間管理事業に係る 取組を後押しするための支援措置

各支援措置は令和5年度の内容となります。各支援措置の詳細については農政課までお問合せください。

1 農地中間管理機構へ農地を貸し付けた方に対する支援

(1) 地域集積協力金・集約化奨励金の交付

地域計画または実質化された人・農地プランの策定エリアに含まれる地域において、地域での話し合いにより農地中間管理機構（以下、「機構」という。）へまとまった農地を貸し付けることで、担い手への農地集積や集約化に取り組む地域に対して協力金や奨励金を交付します。

①地域集積協力金（地域内の一定割合以上の農地を機構に貸し付けた場合）

交付単価 一般地域 最大2.8万円/10a
中山間地域 最大3.4万円/10a

②集約化奨励金（機構からの転貸による農地集約化に地域ぐるみで取り組む場合）

交付単価 1.0万円/10a 又は 3.0万円/10a

(2) 固定資産税における課税軽減措置

所有する全農地（10a未満の自作地を残した全農地）を新たに機構へ10年以上の期間貸し付けた場合、当該農地（ただし、所有者が機構から借り受けた自己所有地を除く。）に係る固定資産税が2分の1に軽減されます。なお、軽減措置は、新たに貸し付けた翌年度に納付する固定資産税から適用されます。

軽減期間 15年以上の期間で貸し付けた場合 5年間
10年以上の期間で貸し付けた場合 3年間

2 地域の中心的な担い手となる方に対する支援

(1) スーパーL資金における実質無利子化のための金利負担軽減措置

日本政策金融公庫が貸し付けるスーパーL資金において、（公財）農林水産長期金融協会が利子助成することで、貸付当初5年間の金利負担が実質無利子（上限2%）となる制度があります。

ただし、国の予算の範囲内で実施されるものであるため、取扱い額に限りがあります。

○金利負担軽減措置の概要

対象者 地域計画のうち目標地図または実質化された人・農地プランにおいて中心的な経営体として位置付けられた認定農業者等
対象事業 農地等の取得・造成、機械・施設の取得、改良・造成等、長期運転資金
対象期間 貸付当初5年間（6年目以降は通常の利息となります。）
対象限度額 個人 3億円 法人 10億円

(2) 農業用機械・施設の導入支援

(農地利用効率化等支援事業、元気な地域農業担い手育成支援事業)

地域計画のうち目標地図または実質化された人・農地プランにおいて中心的な経営体として位置付けられている方や農業者団体、新規就農者等が実施する農業用機械・施設の導入を支援します。

○農地利用効率化等支援事業の概要

対象経費 融資を活用して取得する農業用機械・施設の導入に係る経費

補助率 事業費の3/10以内

○元気な地域農業担い手育成支援事業の概要

対象経費 地域農業の生産性向上や自身の経営発展を図るために取得する農業用機械・施設の導入に係る経費

補助率 事業費の1/2以内

(3) 荒廃農地の再生支援（やまがた農地リフレッシュ&アクション事業）

地域計画のうち目標地図または実質化された人・農地プランにおいて中心的な経営体として位置付けられている方や新規就農者等が荒廃農地を借り受けて実施する再生作業に係る経費と、再生された農地における営農定着に向けた取組に対して支援します。

○やまがた農地リフレッシュ&アクション事業の概要

対象経費 ①障害物除去、深耕、整地、これらの作業と併せて行う土壌改良等

②再生農地における営農資機材等の調達、導入作物の絞り込み等

補助率 事業費の1/2以内

(4) 新規就農者の経営安定支援（経営開始資金）

地域計画のうち目標地図または実質化された人・農地プランにおいて中心的な経営体として位置付けられている新規就農者や機構から農地を借り受けている新規就農者の就農直後の経営確立のため、経営開始資金を交付します。

○経営開始資金の概要

交付対象者 独立・自営就農時の年齢が原則50歳未満の認定新規就農者

交付金額 年間150万円（最長3年間）

3 農地整備事業と連携した担い手への集積・集約化の推進

担い手への農地集積・集約化を推進するため、機構が借り受けた農地を対象に県が行う区画整理を支援するとともに、農地中間管理事業の重点実施区域において実施する簡易な基盤整備を支援します。

①農地中間管理機構関連農地整備事業

機構が借り受けた農地について、農業者の申請・同意・費用負担によらず、県が実施する基盤整備を支援

②農地耕作条件改善事業

農地中間管理事業の重点実施区域において、畦畔除去による区画拡大や暗渠排水などのきめ細かな耕作条件の改善や高収益作物への転換等に必要な取組を支援

収入保険をご紹介します！

全ての農産物を対象に、自然災害や価格低下だけではなく、農業者の経営努力では避けられない収入減少を広く補償します。

自然災害や病虫害、鳥獣害などで収量が下がった



市場価格が下がった



災害で作付不能になった



けがや病気で収穫ができない



倉庫が浸水して売り物にならない



取引先が倒産した



盗難や運搬中の事故にあった



輸出したが為替変動で大損した



(1) 加入できる方

青色申告を行っている農業者(個人・法人)

- ※保険期間の前年1年分の青色申告(簡易な方式を含む)実績があれば加入できます。
- ※収入保険と、農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度などの類似制度については、どちらかを選択して加入します。
- ※ゲタ対策については、同時に加入できます。

◎収入保険と野菜価格安定制度の同時利用の取扱いについては、令和6年からの新規加入者は、2年間(令和4年、5年加入者は3年間)の同時利用を可能とし、令和7年以降の新規加入者には適用しないこととします。

(2) 対象収入

農業者が自ら生産した農産物の販売収入全体

- ※簡易な加工品(精米、もちなど)は含まれます。
- ※一部の補助金(畑作物の直接支払交付金等の数量払)は含まれます。
- ※肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は、マルキン等の対象なので除きます。

(3) 補填の仕組み

- 保険期間の収入が基準収入の9割(5年の青色申告実績がある場合の補償限度額の上限)を下回った場合に、下回った額の9割を上限として補填します。

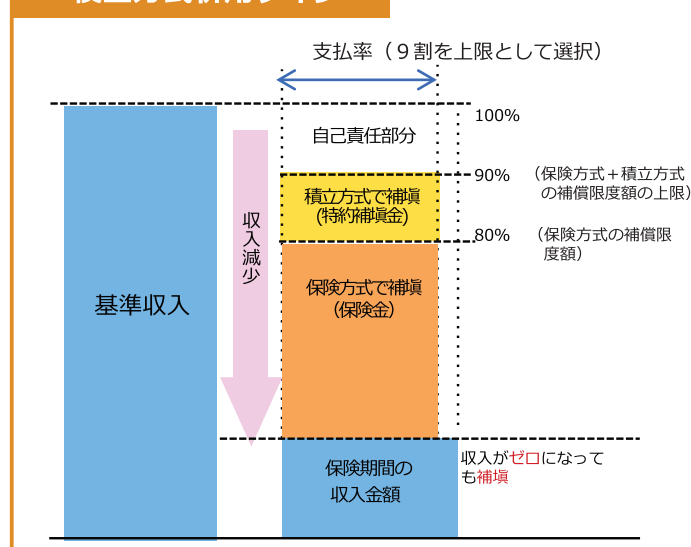
※補填方式には、保険方式と積立方式を併用する「積立方式併用タイプ」と、保険方式のみの「保険方式補償充実タイプ」があり、農業者が選択できます。

※基準収入は、農業者ごとの過去5年間の平均収入(5中5)を基本とし、規模拡大など保険期間の営農計画も考慮して設定します。

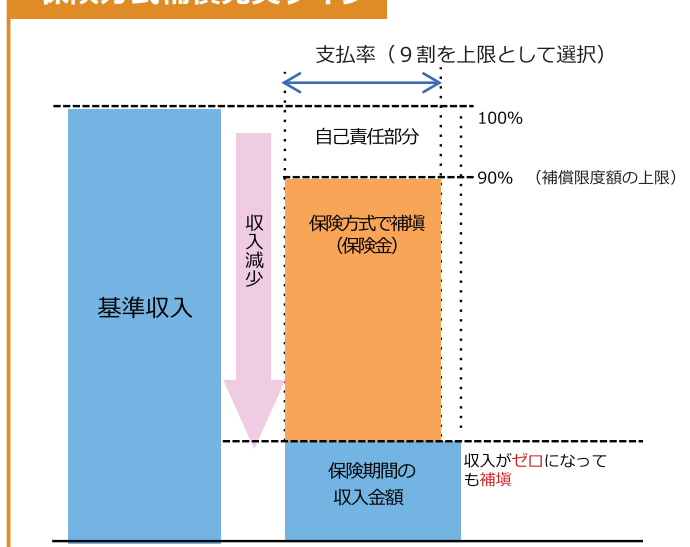
※補償限度額は基準収入の9～5割の中から選択できます。

※保険方式の支払率は9～5割、積立方式の支払率は9～1割の中から選択できます。

積立方式併用タイプ



保険方式補償充実タイプ



- 基準収入が1,000万円で最大補償の場合、保険期間の収入がゼロとなったときは、いずれのタイプも同じ810万円の補償が受けられます。(※5年の青色申告実績がある者の場合)

(4) 保険料、積立金等

● 農業者は、保険料、積立金等を支払って加入します。(任意加入)

※保険料には、50%の国庫補助があります。保険料は掛捨てになります。保険料率は、新規加入(補償限度80%)の場合、1.179%(国庫補助後)で、自動車保険と同様に、保険金の受取実績に応じて、毎年、適用される保険料率が変動します。

※積立金には、75%の国庫補助があります。積立金は自身のお金であり、補填に使われない限り、翌年に持ち越されます。

※保険料、積立金は分割払(最大9回)や制度資金の活用ができます。

※税務上、保険料及び付加保険料(事務費)は、必要経費(個人)又は損金(法人)に計上します。積立金は、預け金として取り扱います。

※補償限度額・支払率の選択や補償の下限を設定することにより、保険料を調整することができます。

基準収入が1,000万円で最大補償の場合に農業者が負担するお金

積立方式併用タイプ (保険方式80%+積立方式10%、支払率90%)		保険方式補償充実タイプ (保険方式90%、支払率90%)	
保険料	8.5万円	保険料	17.7万円
積立金	22.5万円	積立金	—
付加保険料(事務費)	2.2万円	付加保険料(事務費)	2.2万円
合計	33.2万円	合計	19.9万円

※保険料については、税務上、経費として損金算入されるため、保険方式補償充実タイプは積立方式併用タイプより所得税・法人税が軽減できます。

付加保険料(事務費)を安くすることができます！

● 共通申請サービスを通じてインターネット申請した方や自動継続特約をする方は、付加保険料(事務費)が割引となります。

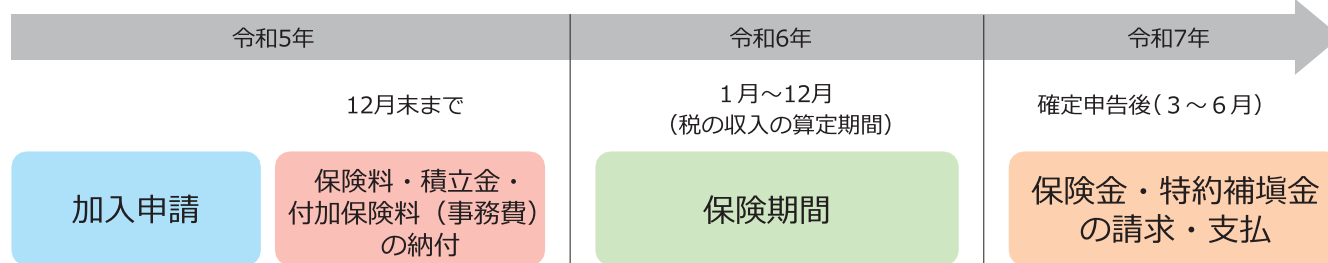
インターネット申請と自動継続特約を両方利用する場合	
新規加入者	4,500円割引
継続加入者	3,200円割引

※インターネット申請のみの場合：新規加入者は4,500円割引、継続加入者は2,200円割引
自動継続特約のみの場合：新規加入者、継続加入者ともに1,000円割引

加入・支払等手続きのスケジュール

※保険期間が令和6年1月～12月の場合のイメージです。

※保険期間は税の収入の算定期間と同じです。法人の保険期間は、事業年度の1年間です。事業年度の開始月によって、スケジュールが変わります。



※保険料・積立金は分割支払もできます。
(最終の納付期限は保険期間の8月末)

【つなぎ融資】
※保険期間中に災害等により資金が必要な場合は、つなぎ融資(無利子)を受けることができます。

詳しい内容については、お近くの農業共済組合、全国農業共済組合連合会、又は農林水産省経営局保険課(03-6744-7147)へお問い合わせください。



収入保険

検索

Webサイトでは様々な情報を公開中！
<https://www.maff.go.jp/j/keiei/nogyohoken/syunyuhoken/index.html>

(2023.11)

米沢市単独補助事業について

米沢市が独自で実施している補助事業を御案内します。詳細については、市農政課の各担当までお問合せいただき、ぜひ御活用ください。

園芸生産振興事業

対象者：①認定農業者 ②認定農業者になる見込みのある人
③①・②を含んだ3戸以上の農家からなる組織(規約のある組織)

対象事業：市が定める高収益作物を栽培するため行う事業
(種苗購入、施設整備、共同利用機械の購入、資材購入等)

補助率：補助対象経費の1/3以内(上限100万円)

その他要件については、令和6年度に変更となる場合があります。

担当：農政課 農産担当



※内容は令和5年度のものです。

親元就農支援交付金

対象者：①本市に住所を有する50歳未満の人
②2親等以内の者(親または祖父母)が経営主である経営体において、専業で新たに農業に従事する人

交付額：20万円(1回限り)

担当：農政課 農政担当



未来を拓く農業支援事業

対象者：①農林業者で組織する団体 ②認定農業者
③本市に住所を有する創業者
④本市に主たる事務所又は事業所を有する中小企業者
⑤農業後継者(概ね45歳以下) ⑥認定新規就農者(予定者を含む)

対象事業：新規作物導入事業、新商品開発事業、販売促進・販路拡大事業
認定新規就農者・農業後継者経営支援事業
先端技術活用支援事業※

補助率：補助対象経費の1/2以内(上限100万円 ※は上限50万円)

その他：合計20万円以上の経費(事業費)であること

担当：農政課 農政担当



畜産経営支援事業

対象者：認定農業者 または畜産農家2戸以上で構成する集団

対象事業：①自給飼料生産拡大を図るための機械の導入(播種機、モア 等)
②生産性の向上、作業の省力化を図るための畜舎環境の整備や機械の導入(堆肥舎周辺の整備、遮光ネットの設置 等)

補助率：①補助対象経費の1/3以内(上限30万円)

②補助対象経費の1/3以内(上限20万円)

担当：農政課 米沢牛振興室 畜産担当



令和5年度 米沢地域農業再生協議会会員

令和6年1月30日現在

[会員]

敬称略

No.	団体名	役職名	氏名	役職	備考
1	米沢市	市長	近 藤 洋 介	会長	関係機関・団体等
2	山形おきたま農業協同組合	米沢地区総括理事	大 竹 茂	副会長	関係機関・団体等 生産調整方針作成者 農地利用集積円滑化団体
3	米沢市農業委員会	会長	小 関 善 隆	副会長	関係機関・団体等
4	米沢市農業振興組合長会	会長	安 部 憲 一	監事	関係機関・団体等
5	米沢市認定農業者会議	会長	佐 藤 政 和		関係機関・団体等
6	おきたまとも補償米沢地区事業推進協議会	会長	菅野 英一郎		関係機関・団体等
7	米沢市大豆産地品質向上安定推進協議会	会長	長谷部 浩一		関係機関・団体等
8	米沢牛振興協議会	会長	鈴 木 英 行		関係機関・団体等
9	山形県酪農業協同組合	理事	伊 藤 芳 昭		関係機関・団体等
10	米沢市野菜振興協議会	会長	手 塚 隆		関係機関・団体等
11	米沢地区花き振興会	会長	相 田 憲 章		関係機関・団体等
12	米沢稲W C S 組合	組合長	工 藤 健一郎		関係機関・団体等
13	米沢 D C 組合	組合長	工 藤 健一郎		関係機関・団体等
14	米沢地域有機農業推進協議会	会長	竹 田 真 吾		関係機関・団体等
15	米沢青果株式会社生産者組合	組合長	須 藤 広 行		関係機関・団体等
16	J A 山形おきたま農政対策米沢地区本部	地区本部長	大 竹 茂		関係機関・団体等
17	J A 山形おきたま米沢地区青年部	委員長	小 関 晃 司		関係機関・団体等
18	J A 山形おきたま米沢地区女性部	部長	登坂 美喜代		関係機関・団体等
19	J A 山形おきたま米沢愛菜館出荷組合	組合長	相 田 哲 郎		関係機関・団体等
20	一般消費者		樋 渡 由 美		関係機関・団体等
21	米沢平野土地改良区	理事	木 村 正 勝		関係機関・団体等
22	山形県農業共済組合	理事	鈴 木 巖		関係機関・団体等
23	大規模経営農業者		我 彦 正 福		個人農業者
24	大規模経営農業者		渡 部 博 雄		個人農業者
25	米沢米肥株式会社	代表取締役	小 林 俊 郎		生産調整方針作成者
26	我妻商店	代表	我 妻 正 昭	監事	生産調整方針作成者
27	有限会社市川商店	代表取締役	市 川 栄 市		生産調整方針作成者
28	有限会社山形川西産直センター	代表取締役	平 田 勝 越		生産調整方針作成者
29	株式会社井上商店	代表取締役	井 上 齋		生産調整方針作成者
30	有限会社ファーマーズ・クラブ赤とんぼ	代表取締役	北 澤 正 樹		生産調整方針作成者

[オブザーバー]

敬称略

No.	団体名	役職名	氏名	役職	備考
1	東北農政局山形県拠点経営所得担当	総括農政業務管理官	渡 邊 秀 夫		
2	置賜総合支庁産業経済部農業振興課	課長	齋 藤 義 浩		
3	置賜総合支庁産業経済部農業技術普及課	課長	今 野 勉		

memo

発行日 令和6年2月19日
発行・編集 米沢地域農業再生協議会事務局
(米沢市産業部農政課)
住所 山形県米沢市金池五丁目2番25号
電話 0238-22-5111(代)

